第六条第一項第四号中「二年」を「五年」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

三　その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者

イ　その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ　親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

ハ　その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

四　第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

五　第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

六　遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

第六条第一項に次の一号を加える。

十六　業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

第七条の見出しを「（登録事項の変更の届出）」に改め、同条第一項中「第四条第一項各号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第一項第六号から第九号まで」を「前条第一項第十一号、第十二号、第十四号又は第十五号」に、「登録しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第三項中「第四条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第十一条を削る。

第十条中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「ときは、」の下に「当該」を加え、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（業務規程の変更の届出）

第八条　遊漁船業者は、業務規程の変更をするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条中「は、遊漁船における」を「は、遊漁船に乗り組んで」に、「選任して、遊漁船における」を「選任して、漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る」に改める。

第三十三条中「第九条第一項の規定による届出を怠つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十条第一項の規定による届出を怠つた者

二　第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第二十三条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第三十三条を第三十八条とする。

第三十二条中「第二十八条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定に、「又は人に対して、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第三十四条（第一号に係る部分に限る。）　一億円以下の罰金刑

二　第三十三条、第三十四条（第一号に係る部分を除く。）、第三十五条又は前条　各本条の罰金刑

第三十二条を第三十七条とする。

第三十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十五条」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、「規定による」を削り、「掲示した者」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供したとき。」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「又は第十一条第一項」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十八条」を「第二十条」に、「者」を「とき（前条第一号に該当する場合を除く。）。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、業務規程の変更をしたとき。

第三十条を第三十五条とする。

第二十九条中「第十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第二十条の規定による命令（利用者の安全に係るものに限る。）に違反したとき。

二　第二十一条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだとき。

第二十九条を第三十四条とする。

第二十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）」を「登録」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第三十三条とし、第四章中第二十七条を第三十二条とし、第二十六条を第三十一条とする。

第二十五条中「第二十三条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十条とし、第二十四条を第二十九条とする。

第二十三条中「第二十条」を「第二十四条」に改め、第三章中同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（協議会）

第二十八条　都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　都道府県知事

二　当該都道府県の区域内の遊漁船業者又は当該遊漁船業者を直接若しくは間接の構成員とする遊漁船業団体

三　当該都道府県の区域内において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会

四　関係地方公共団体、学識経験者その他の都道府県知事が必要と認める者